

令和4年度茨城地方最低賃金審議会
第四回本審議会議事録

令和4年8月23日

茨 城 労 働 局
茨城地方最低賃金審議会

日時 令和4年8月23日（火）午前10時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
細谷 あけみ

労働者代表委員 大森 玄則
黒澤 一仁
小坂 祐之
星野 由記
宮下 有一

使用者代表委員 瓜田 広
澤畑 英史
永井 教子
舟木 健生
水出 浩司

茨城労働局 局長 下角 圭司
労働基準部長 稲葉 典行
賃金室長 荻野 辰昭
室長補佐 中島 孝紀
賃金係長 平戸 直美

議事次第

- (1) 異議申出審議
- (2) その他

中島補佐

お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただ今から、令和4年度第4回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、委員全員出席となっておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、当審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

清山会長

暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。早速ですけれども、全国の最低賃金の改正状況について事務局からご説明をお願いいたします。

平戸係長

私からは、結審状況について報告いたします。お手元の資料No.1、294ページとなります。岩手局、山梨局以外については結審しておりますが、この2局につきましては、どちらも専門部会は結審しております。山梨局は32円引上げの898円、岩手局については33円引上げの854円となっております。本日23日に本審開催予定となっております。私からは以上となります。

清山会長

はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の説明について、何か質問がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

全委員

(質問等なし)

清山会長

それでは、ないようですので、議題(1)の異議申出審議に入ります。8月5日に局長に答申いたしました茨城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出ですが、8月22日に茨城県労働組合総連合関係を含め、合計4件の異議申出書が局長あてに提出されていま

す。この件につきまして審議をお願いすることになります。それでは、異議申出書の提出に伴って、局長からの諮問がございます。事務局に、諮問文の朗読をお願いします。

平戸係長

(諮問文の朗読)

(局長から会長に諮問文を手交)

清山会長

ただ今、局長から当審議会に対して、異議申出書について諮問がございましたので審議したいと思います。事務局より説明願います。

荻野室長

はい、ご説明いたします。ただ今、会長からご説明がありましたように、4団体から異議申出書の提出がございました。異議申出の内容につきましては、昨日、異議申出書受理後、委員の皆様には直ちに異議申出書を情報提供しておりますので、この場におきましては、時間等の関係も考慮いたしまして、異議申出のあった団体名と異議申出の理由の要旨のみご紹介させていただきます。ご理解のほどよろしく願います。

1つ目は、資料No.2、295ページをご覧ください。茨城県労働組合総連合様から、8月22日付けで異議申出書が提出されております。なお、当該異議申出につきましては、この後、提出団体からの陳述がございます。

2つ目は、資料No.3、297ページいばらきコープ労働組合様から、8月22日付けで、1、地域間格差を解消するため、最低賃金の格差是正をお願いします。2、全国一律最低賃金制を実現させ、健康で文化的な最低限度の生活が出来る金額にしてください。3、最低賃金を引き上げるにあたり、中小零細企業支策の具体化を明確にしてください。

い、との異議申し立ての理由により、異議申出書が提出されております。

3つ目は、資料No.4、299ページ茨城県医療労働組合連合会様から、8月22日付けで、1、全労連と地方組織が全国で最低生計費試算調査を行った結果、8時間働けば人間らしく暮らせるには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。2、8月5日の答申911円は、中賃の目安31円に1円上乘せし、32円の引上げでした。これまでにない引上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表します。しかし、最低賃金の地域間格差は解消されていません。同じBランクである栃木県と本県との差は2円、隣接する千葉県との差は73円、埼玉県とは76円、通勤圏内である東京との差は161円におよびます。私たちの組織する医療、介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療、介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療、介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8万円から9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師、看護師、介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。3、以上から、再審議し上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1,500円は必要です。一度に引上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議することを求めます、との異議申し立て理由により、異議申出書が提出されております。

最後、4つ目は、資料No.5、300ページ全労連・全国一般

労働組合茨城地方本部様から、8月22日付けで、911円では、1日8時間働いても、健康で文化的な最低限度の生活ができない。茨城労連は、2020年2月から5月の期間に県内の労働者対象に最低生計費試算調査を実施しました。調査結果から、水戸市内で若者が普通に一人暮らしをするためには、男性月額252,987円、女性月額251,124円、ともに税、社会保険料込みが必要であることが明らかになりました。日本の最低賃金の制度的問題は、最低賃金の基準が非常に低いということと、都道府県によって最低賃金額が異なり、全国一律制でないということです。男女間の賃金格差是正が政治問題になっていますが、最低賃金額の低さが男女間の賃金格差を作り出していて、ジェンダー平等の観点からも、最低賃金の大幅引上げが喫緊の課題になっています。コロナ禍に加えウクライナ侵攻や気候変動などで大変な状況になっていますが、社会の健全な運用と立て直しのためには、今すぐ1,000円以上、1,500円をめざす最低賃金の引上げがまったなしです、との異議申し立て理由により、異議申出書が提出されております。以上でございます。

清山会長

はい、ありがとうございました。ただ今異議申出について説明をいただいたのですけれども、前回の審議会で異議申出があった場合には、申出者から意見聴取することに決定しておりますので、意見陳述人から意見聴取を行いたいと思います。事務局で準備をお願いします。

(意見陳述人、傍聴席から着席)

清山会長

こんにちは。陳述人の方は、氏名、団体名を述べてから5分程度で異議について説明をお願いいたします。

茨城労連の事務局長をしています岡野一男といいます。よろしくお願ひします。本日は、こういう機会を作っただけでありありがとうございます。で、異議申出なのですが、32円引き上げて911円にするという答申についてなのですが、32円の引上げはこれまでにない引上げ額であって、先ほどの資料でもありましたけれども、Bランクでは、兵庫県と山梨と茨城だけという中での引上げですから、まず、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表したいというふうに考えています。しかし、私たちの基本的な要求である、最低賃金を今すぐ1,000円以上1,500円をめざすべきという要求には合致しないし、また、コロナ禍、ウクライナ侵攻後の物価高にも対応できないというようなところに問題意識を持っています。大井川知事も新聞なんかでも近隣の県との格差是正に至らず、十分な引上げ額とは言えないというようなコメントを出していますので、私たちも基本的には同じ考えで、先ほど言ったような1,000円以上1,500円をめざすという要求を引き続き申し続けたいというふうに考えているところです。先ほどもいろいろありましたけれども、茨城労連の方としては、2020年の2月から5月に最低生計費資産調査というのをやって、そこで、水戸市の25歳の青年が月25万、年収で300万で時給に直すと1,600円が必要だという調査結果が出ていますので、それに合わせた形での最低賃金の引上げが必要だというふうに考えているところです。それから、最低賃金に関しては、茨城労連の方で公契約アンケートという市町村対象の会計年度任用職員の調査をやっているのですが、比率的には41.8%を占めて、平均は916円なのだけど、24市町村の時給が800円台ということで、最低賃金ぎりぎりの低賃金で働いている市町村役場で働いている職員が多いということですね。それから、特に会計年度職員の女性の比率というのが、80%を占めているというような状況で、

結果的にこの間女性の自殺の問題というのが大きな問題になってきていますけれども、また、男女間の賃金格差是正が政治問題になっていきますけれども、最低賃金の低さが結果的に男女間の賃金格差を作り出しているというようなことがありますので、特にケア労働者、エッセンシャルワーカーと呼ばれるような看護、介護、保育とか、そういうような仕事は女性がやっていてそういう仕事の賃金が最低賃金ぎりぎり低いというような状況がありますので、ジェンダー平等の観点からも最低賃金の引上げというのは非常に重要だなというところです。それから、もう一つ、二番目としては、中小企業支援というのが非常に重要であるということも私たちも思っているし、特に、中小企業支援では、最低賃金を引き上げたところだけに支援するというのではなくて、基本的には中小企業支援を充実させて、どの中小企業も最低賃金の引上げに耐えられるようなそういう環境を作っていく必要があるなというふうに考えていますので、そこに書いたようなところです。大井川知事なんかも、攻めの賃上げによって優秀な人材を確保し、成長の起爆剤にするという考え方への理解と協力をお願いしたいというような要請をしていますので、私たちも同じような形で、最低賃金の引上げによって労働者の生活が安定するし、また、企業の方でも経営が安定するし、税収も増えるというような観点で、そのためにも中小企業支援を充実させるべきだと考えていますので、私たちの考えはそんなところです。

それから最後に、答申は公開の場で再審議をということで、私たちが問題としているのは、専門部会の非公開、それから本審の一部非公開という問題がありますので、これだけ最低賃金に対する関心が高まっている中では、ぜひ公開の場での審議という形を是非決めていただいて、実現していただければというふうに考えているところです。ちょ

っと長くなったかもしれないですけど、以上で、私の方の意見陳述は終わります。

清山会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の意見陳述に関しまして、ご質問等はございますか。

全委員 (質問・意見等なし)

清山会長 よろしいですか。はい、ありがとうございました。

(意見陳述人退席、傍聴席へ)

清山会長 それでは、意見陳述に関するご質問等ないようので、意見聴取についてはこれで終了します。ありがとうございました。異議申出について、これからどのように対応するかということにつき、労使双方からご意見を賜りたいと思います。意見集約のための打合せ時間が必要でしょうか。いかがでしょうか。使側いかがでしょうか。

水出委員 時間ください。

清山会長 労側も同じように少し時間を差し上げて、打ち合わせをしていただきましてす。一旦休会といたします。

(休会。別室にて、労側委員協議、使側委員協議)

清山会長 それでは、再開いたします。まず、この異議申出に対して、労使双方からご意見を伺いたいと思います。労側、まずいかがでしょうか。

大森委員

それでは、私の方から、異議申出に対する労働者側の意見を述べさせていただきたいと思います。先ほど、茨城労連の岡野様の方から異議申出の趣旨説明がございましたけれども、労働者側としても、ほぼ同様の考え方で審議をさせていただいたところがございます。大きくは3点ございますけれども、1つ目は、労働者の生活の安定に資する絶対額水準の引上げを図ること、2つ目は、茨城におけるランク内および他県との格差改善を図ること、3つ目は、物価上昇による影響を反映させること、この3点を基本に、まずは、誰もが時給1,000円の到達を念頭に審議をしてきたところがございます。今年は、昨年と比べまして、社会活動も正常化が進み、経済も回復基調にあるものの、昨今の物価上昇の影響などから、大変難しい審議となりましたけれども、われわれ労働者側としては、やはり最低賃金近傍で働く労働者の厳しい生活実態も踏まえ、1円でも多くプラスにしたいという思いで審議をしてきたところがございます。結果として、茨城としては32円プラスという過去最大の上げ幅となったわけがございますけれども、労働者側としては、決して満足した結果とは思っておりませんが、真摯な審議によるものであり、一定の成果を得られたものと考えております。労働者側としては、これ以上審議を続け長引かせることは、混乱を招くものと考えますので、今回はここで審議を終了し、10月1日発効を是非担保したいというふうに考えております。また、先ほども申し上げましたとおり、まずは、誰もが時給1,000円の到達ということは変わっておりませんので、来年度以降、引き続き前向きな審議をお願いしたいと思います。私の方からは以上です。

清山会長

はい、ありがとうございます。それでは、使用者側いかがでしょうか。

水出委員

使用者側の意見を伝えたいと思います。先ほど労側からの説明があったとおり、今回の最低賃金の引上げ額につきましては、これ以上、我々議論してもやっぱり今後の影響が大きいということですので、答申どおりで進めさせていただきたいと思っております。ただ先ほどの異議申し立てでもあったとおり、社会保険料の適用範囲の拡大、雇用保険料の引上げなど、賃金を含めた制度改正によるいっそう企業側としては負担増になるということ、それから景況感の回復基調にある業種、企業は結構まばらな状態でありますし、経営状況が非常に厳しいところにつきましては、死活問題になるような状況は否めないという状況です。引き続きそういった中小企業への支援策につきましては、国に是非申し伝えていただきたいと思いますし、申し添えたいと思います。以上です。

清山会長

ただ今、労使双方からご意見がありました。皆様方の意見を集約しまして、例年どおり私の方から代表として意見を述べるということによろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

清山会長

それでは、労働者側からは、主に次の3点、1、生活でできる賃金実現のための絶対額の引上げ、2、Bランク内格差の是正、それから、3、最近の物価上昇を踏まえて最大限最低賃金の引上げを図りたいという主張でございました。使用者側の方からは、今回、社会保険料の負担増大が同時に発生するということを中心にお話になりました。コロナ禍やウクライナ情勢の不透明感から、経営環境も業種間、企業間で相当色合いが異なること、そしてまた、企業物価がかなり上昇しているが特に中小企業では必ずしも価

格転嫁できていない状況があるということをおっしゃって
いました。それに加えて、人件費が賃金として現金で払わ
れる部分の負担増だけではなく社会保険料の負担増も発生
しているということをおっしゃって主張されました。そうした主張に
は、それぞれ肯定、納得できる部分があるわけですが、
も、公益としては、中賃の目安および、中賃が出した地域
の実情を加味した上で、最終的には決定するようという
方針を尊重することにいたしました。もちろん、それにあ
たっては、皆様方の主張を考慮いたしました。

さてそこで、賃金水準の引上げは、昨年もそうですけれ
ども、今までの最低賃金審議会の中では大幅引上げという
方向性を継続しています。その背景として、政府の働き方
改革関連法などの中でも、雇用格差の是正ということが今
強く進められているわけなので、雇用格差の是正
を進める一つの方策が、最低賃金の引上げです。非正規と
正規の間の賃金格差の是正を最低賃金の引上げによって実
現させるという政策の方向があります。中賃等でもその方
向に沿っていると思いますし、茨城でもそれは考慮したい
と考えます。

次に、物価の上昇に関しては、これは使用者の方も実は
企業物価のことをおっしゃると同時に、消費者物価が上
がっているということは理解しているというふうに言って
くださっていました。実際、特に最低生活をしている場合
に、基礎的な支出項目の部分の物価の上昇率が結構高くな
っているのです、その分をやっぱり考慮せざるを得ないな
ということがあったということですね。

その上で地域の実情を考慮すると、雇用情勢が全国的に
見てかなり良いAランク、Bランクの中でも、雇用情勢は
よくて、今、茨城県では新規で求人を出してもなかなか人
を確保するのが容易ではないという状況にあるということ
も踏まえまして、将来、現役世代の人口が大幅に減少して

いくことを見込んだら、アフターコロナも見据えて、賃金を低く据え置くことで競争力を確保するというのは限界がある。やはり、生産性向上による競争力の引上げということを通じて、事業の持続可能性を上げるということが、今すごく求められているのではないかと考えてみました。

それは、地域的には雇用環境がいいので他の地域に比べれば少し上乘せ余力があるということと同時に、先ほど使用者あるいは陳述人の方もおっしゃったとおり、競争力をもって事業が持続可能であるようにする、そういう中小企業支援が必要であるということです。単に人件費を1円2円上げたためにその分を何とかしてあげましょうという支援ではなく、もっときちっと事業がその地域の中で十分に成り立っていけるように、そういう支援が求められているということを私たち公益も理解します。そこで、国に対して、あるいは茨城県などの自治体に対しても、こうした要望について、この審議会のメンバーの皆さんとともにいろいろなところで意見発信をしていきたいと思います。また労働局にも、是非先ほどのご意見を国に対して提出していただきたいと思います。先ほどの意見は、やっぱり今の中小企業支援策とは少し違う観点を含んでいます。そのところをきちっと上げて、上の方に具申していただくのではないかと思います。

金額につきましては、それぞれいろんなご意見があつて、異議申出人あるいは労側でもすでに相当物足りないという気持ちはおありだと思いますけれども、現時点で、公労公使ぎりぎりでの調整審議をしてまいりました。そのぎりぎりの中で、今年度は目安プラス1円の32円というのが妥当であるというふうに公益見解を出したということです。これは、異議申出を踏まえた上でも、見解を変えることはできない状況にあると、公益としてはと思います。今

のような意見でよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

清山会長 ありがとうございます。それでは、異議はないということですので、前回の答申をそのまま生かすという形になります。採決は不要ということよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

清山会長 それでは、この異議申出に対する答申内容につきまして、事務局で案文のご用意はできてますでしょうか。

荻野室長 はい、できておりますので今お配りいたします。

清山会長 それでは、答申文案の朗読をお願いします。

平戸係長 (答申文案の朗読)

清山会長 ありがとうございます。この答申文案でよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

清山会長 それでは、答申文の(案)を削除してください。これから局長に答申いたします。

(会長から局長に答申文を手交)

清山会長 それでは、局長からご挨拶をいただくことになっていきます。よろしくをお願いします。

下角局長

当県最低賃金の異議の申出の諮問に関して、ただ今清山会長から令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である旨の答申を頂戴いたしました。これによりまして、茨城県の最低賃金につきましては、現行の時間額879円を32円引き上げて、時間額911円と決定するというので、今後の手続きを進めてまいりたいと考えております。今回、答申を取りまとめでいただきました清山会長、それから公労使委員の皆様方にはご尽力いただきましたこと、心から深く感謝を申し上げたいと思います。今後につきましてですけれども、速やかに官報公示を行いまして、10月1日からの効力発生を目指したいというふうに考えております。円滑な履行確保に向けて、改定額の積極的な周知広報はもちろんですけれども、8月5日の答申文に盛り込まれました要請の内容、それから先ほど使用者側の委員の方からも改めてご要請をいただきましたけれども、中小企業、小規模事業者の皆様に対する業務改善助成金などの支援策、これらの一層の周知、それから、利活用促進に局一丸となって組んで参りたいというふうに思っております。それから、会長からもお話ありましたように、この最賃の引上げというのは、働き方改革、それから生産性向上とも緊密に連携をしてまいりますので、そういった支援につきましても、労働局一丸となって、それから、各自治体とも連携をしながら、関係団体とも連携をしながら取り組んでまいりたいと思っておりますし、また足りない部分につきましては、国の方にも上申をしたいというふうに考えております。委員の皆様方にも、より一層のお力添えを賜えますと幸いです。よろしく申し上げます。それから、今後特定最低賃金の改正の必要性の有無等について引き続きご審議を賜ることになります。ご苦労をおかけいたしますけれども、何卒ご協力のほどお願い申し上げまして、本

日答申を頂戴しましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

清山会長

それでは、異議申出の件につきましては、これで終了させていただきます。なお、茨城県最低賃金専門部会については、茨城県最低賃金専門部会運営規程第9条に基づき、異議申出期限8月22日をもって廃止となりましたので、ご報告いたします。それでは、茨城県最低賃金の効力発生日および今後の日程等について、事務局にご説明いただきます。

荻野室長

私の方からご説明させていただきます。まず、効力発生日についてでございます。本日、異議申出審議にかかる答申をいただきましたので、官報公示の入稿の手続きを行い、9月1日から30日間の官報公示を行います。効力発生日は、答申をいただいた内容のとおりで、法定発効10月1日土曜日となる見込みでございます。なお、今後の審議会の日程の説明の前に、ここで重要なお報告をさせていただきます。8月5日に開催されました第三回審議会において、鉄鋼業をはじめとした県内の4つの産業について、改正決定に関する申出がございましたので、当該4つの産業にかかる茨城県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労働局長から審議会会長に対し、諮問させていただいたところでございますが、本年7月22日付けで改正決定の申し出のあった茨城県各種商品小売業最低賃金につきましては、申出者の方から、当該産別組織の都合により、という理由で、昨日8月22日に、申出取下げ書の提出がございましたので、ご報告申し上げたいと思います。よって、改正決定の必要性の審議につきましては、鉄鋼業、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業の3つの産業となりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、今後の審議会の日程について、ご説明申し上げます。日程の確保、調整等につきましては、皆様のご協力を賜りありがとうございました。次回は、特定最低賃金に関する改正の必要性についての審議となりますが、第五回本審を9月6日火曜日10時から、第六回本審を9月8日木曜日10時から両日ともこの会場で開催いたします。審議内容につきましては、業種ごと、労使双方の参考人からの意見陳述、意見聴取後、改正必要性についての審議、結審、答申をいただいた後、金額改正の諮問を行う予定となっております。なお、本日、資料とは別に委員の皆様の机の上に封筒を置かせていただきました。封筒の中には、ただ今説明いたしました第五回本審、第六回本審の開催案内が入っておりますので、いつもながら大変お手数をおかけして申し訳ございませんが、期日までに出席の有無につきまして、ご報告をお願いいたします。以上でございます。

清山会長

はい、ありがとうございました。何かご質問やご意見ございましたでしょうか。

全委員

(質問・意見等なし)

清山会長

ないようでしたら、以上で本審議会を終了いたします。次回は、9月6日火曜日午前10時から第五回本審がこの場所で開催されます。第五回本審では、茨城県特定最低賃金改正決定に伴う必要性審議にあたって参考人の方から意見を伺うこととなります。どうぞよろしく願いいたします。それでは、本日の審議はこれで終了です。皆様お疲れ様でした。